

第3回ヘイトスピーチ対策専門部会 配布資料

議題3 意見交換・質疑応答

神奈川県	1
川崎市	2
大阪府	3
大阪市	4
京都府	5
京都市	6
兵庫県	7
尼崎市	8
福岡市	9

議題3 意見交換・質疑応答

①御意見

特定の当事者等に対しては、ヘイトスピーチを行ったことに対する刑事・民事上の判例が積み重ねられつつあり、一定程度の抑止につながっていると考えられるが、不特定多数を対象としたヘイトスピーチの抑止については、当事者が苦しんでいる中、どのような対策が有効なのか議論を深める必要があると考えている。

②御質問

本県から6月に、法務省と総務省に対し次の要望を行いました。所見についてお伺いしたいと思います。

- ・ ヘイトスピーチ解消法について、全国一律の判断基準に基づいた規制が行われるよう実効性のある法律の見直し
(法務省)。
- ・ インターネット上におけるヘイトスピーチ対策として、国や自治体がプロバイダに対し、発信者に関する情報収集や、より強制力を伴う削除指示を可能とするなど拡散防止に係る法改正等 (総務省)

第3回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名： 川崎市

議題3 意見交換・質疑応答

①御意見

インターネット上の本邦外出身者に対する不当な差別的言動（いわゆる「ヘイトスピーチ」）への対応については、当該差別的事象の解消に向けて、国と自治体の役割分担を踏まえ、一定の指針を示していただきたい。

②御質問

議題3 意見交換・質疑応答

① 意見

- ・地方公共団体が法務局に削除要請した事案については、地方公共団体からの求めに応じ、その進捗状況を開示してほしい。
これまで、「被害者などの当事者以外には、開示していない。」また、「開示することによりプロバイダ等の協力が得られなくなる」ということが開示できない理由とされていたと思うが、「特定の者」に対するとは言えない、集団や不特定多数の者に向けた不当な差別的言動への対応がますます求められる状況下にある中、また、地方公共団体は、守秘義務を負っていることも踏まえ、開示する方向で検討いただきたい。
- ・インターネットを通じて行われる差別的言動を助長し又は誘発する行為への対処については、情報発信者の匿名性や、インターネット上で流れた情報は、瞬時に広範囲に拡散されることから、一つの地方公共団体では、対処には限界がある。
差別行為の防止のための法的措置を含め、ヘイトスピーチに関する記事の削除など、地方公共団体が行うヘイトスピーチへの対処に関し、プロバイダ等の協力が得られるよう、より実効性のある対策を講じてほしい。
- ・「本邦外出身者に対する差別的言動の解消に向けた取組に関する法律」に係る参考情報については、平成28年12月に関係地方公共団体に提供されているが、最近の状況を踏まえて改定し、新たな参考情報を地方公共団体に提供してほしい。

② 質問

- ・現在、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件については、その受理件数が示されているが、その内ヘイトスピーチに関する侵犯事件として受理されている件数の推移と、その処置内容（説示・削除要請など）について、具体的にお教えいただきたい。

第3回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名：大阪市

議題3 意見交換・質疑応答

① 御意見

② 御質問

地方公共団体がヘイトスピーチを認定しプロバイダに削除を要請しても、プロバイダが発信者との争いを恐れて削除に応じない場合もあります。地方公共団体が実効性のある施策を推進するためには、国において、こうしたプロバイダによる削除行為の責任を免除できるよう、関係法令の改正を行う等の措置を講じることが必要であると考えています。こうしたことを含め、大阪市では国において必要な措置を講じられるよう要望を行ってきたところです。

一方で、法務省におかれましては、人権擁護局調査救済課長名で平成31年3月8日付け「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について」を全国の法務局に依命通知されています。法務局によるインターネットを利用して行われるヘイトスピーチへの対処がどのような効果をあげつつあるのか、その状況についてご教示の程お願いいたします。

議題3 意見交換・質疑応答

①御意見

○平成31年3月8日付け依命通知「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について」において削除要請等の救済措置の対象とする「特定の者」についての規定趣旨が示され、集団等が差別的言動の対象とされている場合も救済措置の対象とされる場合があるとの整理がされたが、今後削除要請される具体的な案件の共有をお願いしたい。

②御質問

○地方公共団体が設置する公の施設等において、ヘイトスピーチ解消法における「不当な差別的言動」が選挙運動として行われた際に、地方公共団体が「公序良俗に反する」として、当該施設の使用を中断させた場合、また、「不当な差別的言動」がされることが客観的事実に照らし、具体的に予測され、地方公共団体が、当該施設の使用を拒んだ場合、それぞれ公職選挙法上の「選挙の自由妨害罪」にあたるのかお教えいただきたい。

第3回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名：京都市

議題3 意見交換・質疑応答

①御意見

ヘイトスピーチの規制に向けた対応については、各地方公共団体で特色を踏まえ対応するものではなく（地域によって対応が異なってはならない。）、国において、全国一律の基準を示すべきである。

②御質問

第3回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名： 兵庫県

議題3 意見交換・質疑応答

①御意見

本県では、「インターネット・モニタリング事業」を平成30年7月から、県内市町と情報共有を図りながら実施し、ヘイトスピーチに該当すると思われるものについては、プロバイダー等への削除要請を行うと共に、神戸地方法務局へ削除依頼を行っている。

削除依頼等に際しては、「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について」（平成30年12月27日付け、法務省人権擁護局調査救済課長名依頼通知）を参考にしており、この通知からも同和問題（部落差別）に関しては、プロバイダーが削除を行う例も見られるところである。

しかしながら、ヘイトスピーチに関しては、表現の自由の観点から、一地方自治体では、検索時に使用するキーワードを特定することに非常に困窮しており、また、削除依頼等を行って行く上での情報が少ないことから、モニタリング結果の取扱いに苦慮している。

については、国において、ヘイトスピーチに該当する言葉、表現等を特定して、同和問題（部落差別）に関する通知と同様に、ヘイトスピーチに関しても具体的な対応の通知を発出願いたい。

②御質問

議題3 意見交換・質疑応答

① 意見

・インターネット上におけるヘイトスピーチの対応について

インターネット上には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」にあたる内容の表現が多数書き込まれているが、特定の個人を対象としていない場合は被害者を特定できず、プロバイダーに対して削除依頼を行っても削除されない状況にある。

そのため、国においては、インターネット上におけるヘイトスピーチに対して、事業者が発信者情報開示請求を行えるなどの法整備についてご検討いただきたい。

・差別発言に接した場合の対応について

公の場（特に政治家や公務員など）における差別発言については、その影響力の大きさは計り知れない。

そのため、国においては、政治家や公務員などの差別発言と思われる発言に接した場合、適正な措置と再発を防止するための一定の基準と指針を示していただけるようお願いしたい。

・公の施設の利用制限についての考え方について

ヘイトスピーチにかかる公の施設等の使用の制限については、ヘイトスピーチ解消法には直接の禁止規定はないが、施設管理上は想定される事態であり、また、公共施設の利用制限については慎重な意見もあることから対応に苦慮している。

事前規制の基準を設けている先進自治体もあるが、各自治体における運用に差が生じることも懸念しており、国において公の施設等の施設の制限に関するガイドラインの策定をご検討いただきたい。

②御質問

第3回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名：福岡市

議題3 意見交換・質疑応答

① 御意見

- ・平成28年12月に提供のあった「本邦外出身者に対する差別的言動の解消に向けた取組に関する法律」に係る参考情報について、最近の状況を踏まえて新たな参考情報を提供してほしい。
- ・平成31年3月8日付依命通知発出後の削除要請等の状況を教えてほしい。

② 御質問

- ・国連人種差別撤廃委員会の勧告や最近のヘイトスピーチの状況を踏まえ、法改正を含めた具体的な対応を検討しているか。